

1. 給食時間

給食時間は概ね次のとおりとする。

| | | |
|-----|---------------|------------------------------|
| ・朝食 | 6時50分～7時20分 | ※生徒の当番の集合時間が6:50 |
| ・昼食 | 12時45分～ | ※授業形態により変更有り |
| ・夕食 | 18時15分～18時50分 | ※継続生部活動延長の場合は 19:00～19:20 |

※1 実習当番、部活動などの事情により時間を変更する場合には、1週間以上前までに業務責任者に伝えること。対応可能な範囲で時間を個別に変更できるものとする。

※2 部活動などにより食事時間が上記より10分以上遅れる場合には、保温庫等で適切に保存する。遅れた生徒の食事の実施は舎監が責任を持って下膳まで確認すること。なお、食事時間が1時間以上遅れた場合にはすべて廃棄とする。

2. 献立表

献立表は事前に1ヶ月分を作成し予定表記載の給食開始1週間前迄に甲に提出し、承認を得るものとする。

当日の献立は予定表によるものとし、やむを得ない事情により変更するときは、甲の承認を受け、当日の給食に支障をきたさないこととする。

3. 特別食等

(1) アレルギーなどの事情により特別な配慮の必要な生徒に対しては、事前に甲及び保護者等と十分に協議し、必要な対策を講じるとともに、事前に内容を甲に周知すること。

(2) 学校行事や農場実習に関連して献立に変更を加える場合には、甲乙ともに協議し、本校の教育目的に逸脱しない可能な限りにおいて協力し合うこと。

4. 標準的配置人員、勤務時間の目安

| 勤務時間 | 責任者 | 調理員 | 休憩時間 | 備考 |
|-------------|-----|-----|------|----|
| 6:00～11:00 | | 1名 | 30分 | |
| 8:30～16:15 | 1名 | | 45分 | |
| 14:30～19:30 | | 1名 | 30分 | |

※上記の勤務時間は参考とする。

3. 施設利用

学校の施設利用にあたっては甲の指示に従い、授業等に支障を生じないように十分配慮する。